明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（厚生労働二六）　一

〔告　示〕

○高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件（厚生労働七二～七四）　二

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同七五）　三

○診療報酬の算定方法の一部を改正する件（同七六）　八

○基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（同七七）　一六

○特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（同七八）　一九

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同七九）　二三

○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（同八〇）　三六

○訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件（同八一）　三八〇

○訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件（同八二）　三八三

省　令

○厚生労働省令第二十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十条第一項及び第七十二条第一項（これらの規定を同法第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月五日　厚生労働大臣　小宮山洋子

保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令

（保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正）

第一条　保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の四の次に次の一条を加える。

（経済上の利益の提供による誘引の禁止）

第二条の四の二　保険医療機関は、患者に対して、第五条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険医療機関が行う収益業務に係る物品の対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、当該患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。

第五条の二第二項ただし書を削り、同条第三項中「、正当な理由がある場合を除き」を削る。

第二十一条第六号イ⑵中「金位十四カラット合金又は」及び「、金位十四カラット合金は臼歯部の歯冠継続歯に限つて使用するものとし」を削り、「鋳造歯冠修復又は歯冠継続歯」を「金属歯冠修復」に改め、同号ロ⑵㈡中「歯冠継続歯又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号ロ⑶中「口蓋補綴及び顎補綴」を「口蓋補綴及び顎補綴並びに広範囲顎骨支持型補綴」に改め、同条第九号中「歯科矯正」を「歯科矯正」に改める。